

核兵器禁止条約交渉国連会議に参加して

青山学院大学名誉教授 新倉修

2016年に「核兵器を禁止する法的拘束力のある文書を交渉する国連会議」を設置することが国連総会決議で可決された。提案国は、50にのぼり、核兵器保有国がこぞって反対する中で、いわばミドル・パワー(中軸国連合) がNGOと手を組んで、人類多年の課題に取り組むことになった。

2017年3月26日~31日に第一会期が開かれ、6月15日~7月7日に第二会期が開かれた。場所はいずれもニューヨークの国連本部で、第1会期は第4会議室というやや広い会場であったが、第2会期は第2会議室で、これよりもコンパクトな会場であった。議長は、コスタリカ大使エレーン・ホワイト (Elayne Whyte) 氏。

3月の会議では、いわばブレン・ストーミングの要領で、加盟国にもNGOにも、自由に発言させ、3時間の討議時間を使って、NGOの発言者3名ないし4名に登壇させ、意見交換を行ったこともあった。核政策に関する法律家委員会 (LCNP) 兼国際反核法律家協会 (IALANA) のジョン・バローズ (John Burroughs) 氏も登壇し、国連総会の「核兵器の使用及び使用の威嚇は国際法上許容されるか」という諮問に答えた1996年の国際司法裁判所の勧告的意見でも、核兵器の使用のみならず、使用の威嚇も国際人道法上禁止されると述べ、さらに非人道的な兵器の使用を禁止する包括条項 (いわゆるマルテンス条項) を条約の前文に書き込むべきだという意見を発表した。IADLとしては、この会議に参加していないが、ニューヨークでは、ベス・ライオンズ氏に1996年の訪米要請団活動以来、お世話になった。また、ジーン・マイラー-IADL会長は、ニューヨーク市立大学で教鞭を取っている夫君フランクとともに、歓迎の夕食会を開いていただいた。ここには、ジョン・バローズ氏やジャクリース・カバソ (Jacqueline Cabasso) 氏、全米法律家協会 (AAJ) 会長バネッサ・ラモス (Vanessa Ramos) 氏も同席した。また訪米要請団のときにはニューヨーク市立大学の学生であった井上まりさん、国際NGO相手に通訳されているレイチェル・クラーク (Rachel Clark) さんにもお世話になった。とくに国連チャーチセンターにあるピースボートの事務所で、NGOのパーティが開かれ、現地で人権や平和、環境などの問題に取り組む人のつながりを実感できたことは大きな収穫であった。

第2会期は、日弁連の副会長が参加して発言するという企画をお手伝いすることになった。5月22日に議長は約束通り、条約案を発表した。6月15日からの会議に参加して、会議は、6つのクラスター(話題) に分けられて、加盟国の発言がなされ、その後、15分という枠でNGOが発言

することが許される。結局、日弁連はクラスター2の「一般的規定」のセクションで発言することにして登録した。すったもんだもあって、はらはらしたが、和田光弘副会長は、アムネスティ・インターナショナル日本の支部長もされた経験があり、無事大役を果たされた。また議長に挨拶する機会もあり、中満泉・国連軍縮問題担当上級代表との会見にも参加され、日本政府の国連代表部にも表敬訪問をされ、すべてのミッションを完了されたことは、ご同慶の至りである。私も6月20日の夕方にはニューヨークを発ち、後は、NGOと各国代表の条約案の練り上げに期待していたところ、7月7日には予定通り、条約最終案が賛成122、反対1で可決された。反対したのは、NATOに加入しているオランダであった。会議の途中でも、オランダ代表はNATOの条約上の義務に反するものには賛成できないという発言を繰り返していた。

かくして、核兵器は、1946年に国連総会第1会期に最初の決議で取り上げて以来、71年目にして、条約上明文で禁止されることになった。使用のみならず、使用の威嚇も、製造、配備、実験も合わせて禁止される。もちろん、核兵器の使用は人道に対する犯罪ないしは集団殺害犯罪に当たるといふ意見もある。さらに、それを条約に規定すべきだといふ見解も傾聴に値する。しかし最大の問題は、核保有国に条約に加入させて、保有する核兵器を廃棄させることである。そのためには、いろいろな工夫が必要となり、世界世論の高まりが必要となる。思えば、1950年にノーベル化学賞（1935年）を受賞したジュリオ・キューリーらが主導して「核兵器の違法化と犯罪化」を呼びかけたストックホルム宣言が世界中で5億を超える署名を集めた事実は重い。当時世界の人口は30億にも満たないはずだから、70億を超える現在で考えると10億を超える人が署名に応じるという計算になる。

この問題は、「平和への権利宣言」の普及活動と合わせて考えるべきであろう。また、日本の政府の煮えきらない態度を変えることも、重要である。さらに、日米安保体制（日米同盟）のみならず、原発の問題も含めて、日米原子力協定がネックとなっているという意見もある。沖縄における基地移転問題や新基地建設問題を含めて、トータルな平和へのイニシアティブが問われているのではないか。核兵器禁止条約はその一歩でもある。条約の成案をえたことに甘んじないで、多くの国に参加してもらい、締約国会議にもきちんと応接し、実効性のある条約体制を構築して、50カ国の批准による条約の発効をできるだけ速やかに達成するとともに、核兵器禁止条約こそが、核兵器によらない平和構築と安全保障の妙案であることに確信をもち、人類の平和と繁栄を願い、恐怖と欠乏からの自由を現実のものとしなければならない。